

番号：19a01119

国名：ルワンダ

担当部署：社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第2チーム

案件名：キガリ市におけるインフラ整備・都市サービス向上に寄与する大縮尺地形図作成・都市開発改善プロジェクト第二回詳細計画策定調査（都市開発計画）

#### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：都市開発計画
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

#### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年2月中旬から2020年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 0.50M/M、合計 0.80M/M
- (3) 業務日数：準備期間 3日、現地業務期間 15日、整理期間 3日

#### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2020年1月22日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）  
提出方法等詳細については以下をご覧ください。  
JICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報 公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型）>業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き）  
（[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)）  
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 選定結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月5日（水）までに個別に通知します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	都市開発計画に係る各種調査
対象国/類似地域	ルワンダ/アフリカ地域
語学の種類	英語（語学は認定書（写）を添付してください）

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種： 入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の携行を強く推奨します。（提示は必須ではありませんが、求められる場合があるため）

## 6. 業務の背景

ルワンダ政府は、国家開発計画である長期ビジョン「Vision 2020」、中期計画「変革のための国家戦略（NST1）」を定め、中所得国入りを目指し、経済成長を通じた貧困削減の達成を掲げている。その中で、統合的な開発計画・実施監理、経済成長の極として地方都市の開発促進を優先課題として位置づけている。そして、都市インフラ整備・都市サービス向上におけるプロジェクトの効率的且つ効果的な実施のためには、正確且つ信用できる大縮尺地形図は欠かすことのできない基礎情報の一つであると言える。

同国の国家地図作成機関である天然資源省ルワンダ天然資源機構（RNRA）では、2009年に全国で中縮尺（5万分の1）のデジタル地形図を作成した。しかしながら、当時の地図作成から9年が経過し、「アフリカの奇跡」と呼ばれるルワンダの経済成長や人口増加の結果である近年の都市の著しい発展を反映しておらず、地形図データの更新が必要となっている。また、2009年に撮影した航空写真は画像が粗いために、大縮尺地形図作成に必要なデータは抽出できない問題を抱えている。そのため、同国の中でも首都キガリ市において、都市インフラ整備・社会サービス向上にかかる開発計画策定と実施に必要とされる最新データを反映した正確且つ信用できる大縮尺のデジタル地形図の作成及び関係機関への提供が、喫緊の課題となっている。さらに、上述の通りルワンダひいてはキガリ市における経済成長や人口増加が進む中、将来を見据えたスマートシティ構想などの都市ビジョン・計画策定や、今後の急速な都市開発が見込まれており、地形図作成に留まらず、地理空間情報の活用を通じた都市課題解決に寄与する事業が期待されている。

以上の背景を受けて、ルワンダの首都キガリ市において、デジタル地形図及びオルソフォトの整備、関連機関のデジタル地形図作成に係る能力強化を行うとともに、地理空間情報の活用を通じた都市課題解決に寄与する協力を行うことにより、将来的な同地域の都市開発・計画、インフラ整備、維持管理に寄与することを目的とする技術協力プロジェクトが要請された。

これを受けて、JICAは2019年11月に第一回詳細計画策定調査を実施し、ルワンダ政府からの協力要請の背景・内容を確認し、先方政府関係機関との協議を行うと共に、本プロジェクトに関連する基礎情報の収集を行うと共に協力計画（案）の検討を行った。本詳細計画策定調査は、第一回詳細計画策定調査の結果を受けて、より詳細な情報収集及びルワンダ政府関係機関との協議を行い、協力計画（案）を最終化するとともに、本プロジェクトの協力枠組みについて、ルワンダ政府関係機関と確認・合意することを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組みと手続きを十分把握のうえ、ルワンダにおける都市計画体系・組織制度、都市交通計画及びそれらに関連する資料、情報を収集、分析の上、都市開発・都市交通にかかる課題を踏まえ、本プロジェクトの協力計画（案）を検討・精査するための各種調査を行う。また、地形図作成・利活用計画団員及びJICA職員と協力の上、ルワンダ側関係機関との協議及び現地調査等を行い、詳細計画策定調査報告書（案）の担当分野の作成を行い、地形図作成・利活用計画団員と共に全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### 【都市開発計画】

#### (1) 国内準備期間（2020年2月下旬）

- 1) 第一回詳細計画策定調査の結果を踏まえ、ルワンダ国キガリ市における都市開発・都市交通の現状と課題を整理・分析した上で、第一回詳細計画策定調査時に検討された協力計画（案）を確認し、本詳細計画策定調査における追加調査事項等を把握する。
- 2) 担当分野に係る本詳細計画策定調査の調査計画・方針案を検討する。
- 3) ルワンダ側関係機関への担当分野に係る説明資料を作成する。
- 4) 対処方針会議等の事前打合せへ参加し、議事録の作成に協力する。

- (2) 現地派遣期間 (2020年3月上旬～3月中旬)
- 1) 調査開始時にC/P機関に対し、調査内容・方針について説明する。
  - 2) 第一回詳細計画策定調査において検討された担当分野 (都市開発計画) に係る以下の項目を踏まえた協力計画 (案) の追加検討・精査を行う。合わせてそれに必要となる情報収集・分析を行うものとする。
    - (ア) 都市計画に係る関連法制度、既存計画、関連資料及びそれらの活用状況と課題
    - (イ) 都市計画・都市交通計画の策定、実施に係る組織体制と役割、及びプロセス (必要資料、関係機関との調整、住民説明会、承認手続きに要する期間等含む)
    - (ウ) キガリ市及び各地区の人口、面積、土地利用状況 (行政範囲図含む)、GDP、産業構造等の概況把握のためのベースラインデータ、人口増加予測等の既存データの妥当性
    - (エ) 開発方針及び実際の都市圏 (人々が実際に移り住み、生活している範囲) の現状、今後の開発の見通し
    - (オ) キガリ市域内外の未計画居住区及びスラムの現状、背景、開発方針及びルワンダ政府、他ドナーの支援実績
    - (カ) 都市開発事業の概況 (含む、他ドナーの協力、民間企業による開発状況)、産業誘致政策及び課題
    - (キ) キガリ市の都市交通・公共交通改善に向けた計画・事業 (含む、他ドナーの協力、民間企業による開発状況) の概況
    - (ク) ルワンダ側関係機関が望むキガリ市の理想像 (キガリスマートシティ、コンパクトシティ等) 及びその実現可能性
  - 3) 地形図作成・利活用計画団員と協力し、今後の都市開発・都市交通計画において必要と想定されるデジタル地形図はじめ地理情報の仕様、縮尺、精度 (案) を検討する。
  - 4) 2) 3) の調査・検討と並行して、担当分野に係るローカルコンサルタントに関する情報を収集する (技術力、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績等)。
  - 5) 上記2)～4) の調査結果を踏まえ、担当分野における本格調査の内容、本格調査実施に向けた留意点を検討する。想定される具体的な検討項目は以下のとおり。
    - (ア) 本格調査に係る都市計画分野の概要、留意点、必要な活動・調査 (規模、期間、費用等)
    - (イ) 実施機関・関係機関の能力開発の必要性・内容
    - (ウ) 実施機関・関係機関を含めた本格調査の実施体制
    - (エ) 民間セクター、他ドナー等との連携可能性
  - 6) 5) の検討結果を踏まえ、JICA団員及び地形図作成・利活用計画団員と協業しつつ、本格調査のPlan of Operation (PO) (案) を含めた協力計画 (案) の最終化に協力する。
  - 7) 各種協議に参加し、M/M (案)、R/D (案) の作成、修正に協力する。
  - 8) 担当分野に係る議事録・面談録、及び資料収集リストを作成する。
  - 9) 担当分野に係る現地調査の結果をJICA社会基盤・平和構築部へ報告する。
- (3) 帰国後整理期間 (2020年3月中旬～3月下旬)
- 1) 担当分野に係る現地で収集した資料、情報を整理し、本格調査への活用について検討を行う。また、新たに必要とされる情報を整理し、入手方法についてまとめる。
  - 2) 担当分野に係る開発計画調査型技術協力本体業務内容に関するJICAへの提言 (実施手法、体制、規模、留意点等) を行う
  - 3) 事業事前評価表 (案) (和文) の作成に協力する。
  - 4) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成する。また、地形図作成・利活用計画団員が作成する詳細計画策定調査報告書 (案) の取りまとめに協力する。
  - 5) 帰国報告会、国内打合せに参加、担当分野に係る調査結果を報告し、議事録の作成に協力する。

## 8. 報告書等

本契約における報告書は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

※電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます(見積書に計上して下さい)。航空経路は、東京(羽田/成田)⇒ドーハ⇒キガリ往復を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境

1) 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2020年3月上旬から3月中旬を予定しています。本業務従事者は、JICAが別途契約するコンサルタント団員と共に、JICAの調査団員に先行して現地調査を開始する予定です。また、ルワンダを管轄するJICALルワンダ事務所と随時連絡調整を行いながら調査を行っていただくこととします。

2) 現地での業務体制

(ア) 総括 (JICA)

(イ) 都市計画・ICT (JICA)

(ウ) 協力企画 (JICA)

(エ) 地形図作成・利活用計画 (JICAが別途契約するコンサルタント)

(オ) 都市開発計画 (本公示分のコンサルタント)

3) 便宜供与内容

JICALルワンダ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

(ア) 空港送迎

あり

(イ) 宿舎手配

あり

(ウ) 車両借上げ

あり

(エ) 通訳備上

なし (C/Pは英語で対応可能)

(オ) 現地日程のアレンジ

ルワンダ政府機関とのアポイント取り付けをJICAが支援します。

(カ) 執務スペースの提供

なし

- (2) 参考資料

1) 本件に係る資料の閲覧を希望される場合、社会基盤・平和構築部・都市・地域開発グループ (Tel : 03-5226-8103) (Email : [Machida.Dai@jica.go.jp](mailto:Machida.Dai@jica.go.jp)) にお問い合わせください。

配布予定 :

「ルワンダ共和国 キガリ市都市交通に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート」

2019年3月

「キガリ市におけるインフラ整備・都市サービス向上に寄与する大縮尺地形図作成・都市

2) 本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

(ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

(イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

#### 2) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAルワンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

#### 3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

4) 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定していません。

以上